

第3期 半田市障がい児福祉計画 概要版

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



I 計画の概要

計画の趣旨

児童福祉法第33条の20に基づき、子どもの年齢や発達の程度に応じて、子どもと家族の意見が尊重される中で、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な福祉サービスの給付やその他の支援に関して数値目標を設定し、実現していく計画です。

計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

II 基本理念

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ



III 基本目標

- ①子どもと家族に合わせた切れ目のない支援を提供します。
- ②子ども自身が目指す将来像をみんなで共有し、その実現に向けて支援します。

IV 重点施策

特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

子どもの成長に応じて、次のライフステージにおける様々な関係機関が連携を強化し、子どもや家族が安心して必要な支援を受け続けられるよう、情報提供を丁寧に行い、その中で自己選択ができる体制を整備します。

2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

一人の子どもを同時期に支援する機関が子どもの将来を共にイメージし、目標を共有して支援を行います。

3. 児童発達支援センターの機能の充実

障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携して支援できるよう児童発達支援センターの機能を強化します。

4. 特別な支援が必要な児童への支援体制の整備

どのような障がい（重症心身障がい、医療的ケア、強度行動障がい、高次脳機能障がい等）にあっても、住み慣れた半田で暮らし続けられるよう支援体制を整備します。

5. 家族支援の重視

障がいのある子どもはもちろんのこと、家族も安心して暮らし続けることができるよう、共に学ぶ機会や交流の場を設けるとともに、家族支援の体制を整備します。

6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮

障がいのある子どもと家族のふだんの暮らしの中にある社会的障壁を取り払うとともに、合理的配慮があたり前に行われるよう事業者や地域住民に働きかけます。

V 基本計画

重点施策	施策の区分
ライフステージに応じた切れ目のない支援	- 乳幼児期から就園・就学に向けての支援を行います。 - 将来の就労・自立に向けての支援を行います。 - ライフステージを通して継続的な支援を行います。
保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援	- 特別な支援を行う職員の配置及び支援者の支援力の向上により、支援体制を強化します。 - 個々の児童に合った適切な療育の場につながります。 - 多機関が連携して支援を行うための仕組みを整備します。
児童発達支援センターの機能の充実	- 子どもの発達や障がい特性などを踏まえた専門的な視点での療育支援・家族支援を行い、子どもの生活を多面的にサポートします。 - 地域における中核的な療育施設として、支援機関へ指導・助言等を行うことにより、市全体の支援の質向上を図ります。 - 保育園等や小学校等での障がい児支援を行い、地域のインクルージョンを推進します。 「発達支援相談あゆみ」が地域の相談窓口となり、子どもの日常的な心配事について保護者に寄り添います。また、関係機関と連携・協働して多面的な相談支援を実施します。
特別な支援が必要な児童への支援体制の整備	- 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制を整備します。 - 強度行動障がい児に対する支援体制を整備します。 - 虐待を受けた障がい児に対する支援体制を整備します。
家族支援の重視	- 保護者の就労やレスパイトのための障がい児の居場所を確保します。 - 家族が子どもの障がいの特性等を理解し、孤立せず、安心して子育てを行うことができるように支援します。
地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮	- 合理的な配慮が当然に行われるよう、地域における障がい理解を促進します。 - 障がいの有無にかかわらず、地域において、教育・保育等を受けられる環境を整備します。 - 災害時における障がい児への地域の支援体制を整備します。

VI 数値目標

国の定める基本指針に基づき、障がい児支援の提供体制の整備のために、下記の5点について、令和8年度末までの数値目標を設定し、取り組んでいきます。

1. 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	児童発達支援センターの設置数：1か所以上
目標(令和8年度末時点)	児童発達支援センターの設置数：1か所

2. 保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	保育所等訪問支援の事業所数：1か所以上
目標(令和8年度末時点)	保育所等訪問支援の事業所数：3か所

3. 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

国の基本指針	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：1か所以上 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数：1か所以上
目標(令和8年度末時点)	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：2か所 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数：2か所

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
目標(令和8年度末時点)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：あり

5. 医療的ケア児等コーディネーターの配置

国の基本指針	医療的ケア児等コーディネーター数：1名以上
目標(令和8年度末時点)	医療的ケア児等コーディネーター数：4名

具体的な取組内容など、計画の詳細は、半田市のホームページでご確認いただくことができます。

URL：

<https://www.city.handa.lg.jp/kosodate/1005468/1002078.html>

右のQRコードからアクセスすることもできます。



半田市子ども未来部子育て相談課
半田市東洋町2丁目1番地
0569-84-0657（直通）